

帰国困難者に対する在留諸申請の取扱いが変わります

「留学」の在留資格を保持していた帰国困難者に対してはこれまで6か月間の「特定活動」の在留資格が付与されていましたが、このほど出国者の増加の状況を踏まえ、取扱いが変わります。

- ①現在「特定活動」が付与され、在留期限が6月29日までの方～4か月の「特定活動」への更新が可能です。その次の更新時には4か月の「特定活動」への更新が「今回限り」として許可されます。
- ②現在「特定活動」が付与され、在留期限が6月30日以降の方～4か月の「特定活動」への更新が「今回限り」可能です。その次の更新は認められません。
- ③新たに帰国困難を理由として在留を希望する方～令和4年11月1日までに現に有する在留資格の在留期限が満了する場合に限り、4か月の「特定活動」が「今回限り」認められません。

詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

不明な点は出入国在留管理局にお問い合わせください。